事業実施に当たっての留意事項について

((介護予防) 通所リハビリテーション・(介護予防) 訪問リハビリテーション)

(介護予防) 通所リハビリテーション

(介護予防) 訪問リハビリテーション

(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションについては、 令和6年6月に令和6年度介護報酬改定が施行されます。

参考資料として「各サービスの改訂内容について」

資料2をご確認いただきますよう、

お願いします。

□ 業務の参考にするべき法令等

- ☑ 介護保険法・施行令・施行規則
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年7月10日山口県条例第35号)
- 図 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年9月28日山□県規則第82号)
- 図 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年7月10日山口県条例第36号)
- 図 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年9月28日山口県規則第83号)
- ☑ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準【第5・8章】(平成11年3月31日厚生省令第37号)
- ☑ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【第3の四・七、第4】(平成11年9月17日老企第25号)
- ☑ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準【第5・8章】(平成18年3月14日厚生省令第35号)
- 図 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【別表4・7】(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- ☑ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【第2の5・8】(平成12年3月1日老企第36号)
- 図 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【別表3・5】(平成18年3月14日厚生省告示第127号)

- 図 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の 留意事項について【第2の4・6】(平成18年3月17日老計発第0317001号・ 老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1)
- ☑ 厚生労働省 介護サービス Q&A
- ☑ 介護保険最新情報
- 図 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 12年3月30日老企第54号)
 - 「その他の日常生活費」に係る Q&A (平成 12 年 3 月 31 日厚生省老人保健福祉 局介護保険制度施行準備室 事務連絡)
- ☑ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について(平成27年4月30日老振発0430第1号・老老発0430第1号・老振発0430第1号)
- ☑ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)(令和5年8月25日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)の資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」